

1 転勤した時
新しい勤務先で特別徴収する場合

2 退職した時
一括徴収へ切替する場合

3 退職した時
普通徴収へ切替する場合

記入例 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年度 現年度 2. 新年度 3. 両年度

竹富町長 殿		所在地 〒 竹富町字西表〇〇〇番地	特別徴収義務者 指定番号										宛番号																																																										
令和 年 月 日提出			フリガナ	イリオモテジマショウジ										所属 経理係																																																									
			氏名又は名称	西表島商事										氏名 西表花子																																																									
			個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	一人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載										電話 080-〇〇〇〇-〇〇〇〇 内線 ()																																												
給与所得者	フリガナ	タケトミ チョウウイチロウ																																																																					
	氏名	竹富 町一郎										(ア) 特別徴収税額 (年税額)										(イ) 徴収済額										(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)										異動 年月日										異動の事由										異動後の未徴収 税額の徴収方法									
	生年月日	昭・平・令 年 月 日																																																																					
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2											6 月から 10 月から										7 年 2										1. 退職・長 2. 転勤・欠 3. 死亡 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他										1. 特別徴収継続																	
	受給者番号											9 月まで 5 月まで										9 月 30 日																				2. 一括徴収																													
	1月1日 現在の住所	竹富町字西表〇〇〇番地										円 40,000 円 120,000 円										円 30 日																				3. 普通徴収 (本人納付)																													
異動後の 住所	同上																																																																						

年税額 120,000円

月割額	
6月分	10,000円
7月分	10,000円
8月分	10,000円
9月分	10,000円
10月分	10,000円
11月分	10,000円
12月分	10,000円
1月	10,000円
2月	10,000円
3月	10,000円
4月	10,000円
5月	10,000円

新しい勤務先	特別徴収継続の場合										特別徴収義務者 指定番号										(新規) 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を 10 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。									
	所在地 〒 竹富町字竹富〇〇〇番地										担当者 氏名 竹富太郎										経理係										受給者番号									
	フリガナ タケトミジマフドウサン										担当者 連絡先 電話 0980-〇〇-〇〇〇〇 内線 ()										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)										1. 必要 2. 不要									
	氏名又は名称 竹富島不動産																																							

理由	1. 異動が令和 年 1 月 2 月 3 1 日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日										徴収予定額(上記(ウ)と同額)										左記の一括徴収した税額は、									
	2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										10 月 5 日										120,000 円										10 月分(翌月10日納入期限分)で 納付します。									

理由	1. 異動が令和 年 1 月 2 月 3 1 日までで、一括徴収の申出がないため										※市記入欄																		
	2. 異動が令和 年 5 月 3 1 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. その他																												
※退職等の日が1月1日から4月30日までの方については、本人からの申し出がない場合でも、原則一括徴収となります。																													